

## シャスティン・ノルドレフ 「スウェーデンにおける少年法体系」<sup>1</sup>

守田智保子（訳・解説）

スウェーデンの刑法と非行少年に関する法体系は、立法、判例、学説、そして国際的な同意に基づいています。非行少年は、15歳未満、15歳以上18歳未満、そして18歳以上21歳未満という3つのグループに分類することができます。この講演では、非行少年に関する国際的義務だけではなく歴史的な側面にも触れ、この法体系の範囲の解釈論をお伝えします。さらに、この非常に繊細な問題の取扱いについてのセラピックな提案をします。私の講演の目的は、スウェーデンにおける少年法体系の説明だけではなく、その中にある矛盾点と調和点の有無を分析し、この法体系が少年非行という事態の防止、発見、あるいは解決をし得ないという意味において非生産的であるかということも分析します。

スウェーデン王国初の刑事立法は、1864年刑法典でした。この時には、犯罪が非常に重大なものではない限り、刑事責任の年齢は15歳以上とされており、非常に重大なケースにおいては、刑事責任年齢は14歳とされていました。今日、刑事責任年齢は15歳以上とされていますが、これは1902年に導入されたものです。同年には、子どもの強制的保護の制度も導入されました。これは具体的には、犯罪の場合だけではなく、両親が子どもの養育をすることができない、または両親や親族がいない

---

1 本稿は、2013年10月15日に筑波大学で開催されたシャスティン・ノルドレフ教授（Prof. Dr. Kerstin Nordlöf）エルプロ大学（スウェーデン）法学部教授）の講演「スウェーデンにおける少年法体系」（Juvenile Jurisprudence in Sweden）の邦訳である。本講演は、法学専攻の本澤巳代子教授が研究代表者である科学研究費（基盤（A））「家族のための総合政策—虐待・暴力防止法制における国際比較を中心に」により招聘されたノルドレフ教授に対し、連携研究者であった横田光平准教授（現在、同志社大学教授）が少年法に関する講演を希望され開催されたものであったが、講演原稿の事前翻訳という貴重な機会に恵まれた。この場をお借りして、講演翻訳としての公表にご快諾をくださったノルドレフ教授に心からお礼申し上げるとともに、お力添えくださった諸先生方に改めて感謝の気持ちをお伝えしたい。

ということを理由として、両親たちから子どもを引き離す権限を国家がもつというものでしたが、かつては、そのような状況にある子どもの保護というものは、私的なイニシアチブの事柄であるとされていたのです。このときまでに、刑法における理論は、一般予防でさえも特別予防の方向へと取り込まれていきました。また、少年の非行を含む犯罪について、年齢だけではなく、その他の事情も考慮に入れて、さまざまなカテゴリーに分類するという方向性がとられるようになったということもいえます。財産刑や自由刑という制裁の代わりに保護を与えることも可能でした。自然法論がこれまでの立法に影響を与えたほか、関連法の改正においては法実証主義がありました。このときまでのこれらの非行少年の保護を更に深く観察してみると、そこには神への畏敬の念と労働の重視があり、簡潔に言えば、修養や労働のほか懲戒というメソッドが用いられていたのです。

1938年から1979年の間に、少年を拘禁するための施設が設置され、1947年には、強制保護法（the Law of Compulsory Care）が、児童保護法（the Law of Child Care）となったことで、非行少年についての制裁は、次ぎ次ぎに社会サービスへと委ねられていくこととなりました。しかし、これを判断していた裁判所は、社会サービスが非行少年をどのような状況のもとで、またどのようにして扱うかについて熟知してはいませんでした。そして1965年に新しく現行刑法典が制定されました。この法は、全ての者は平等に取り扱われなければならないという今日も変わっていない原則に基づいたものです。年若い15歳未満の者は犯罪を犯したとしても、刑罰を科されません。福祉委員会がなしていた決定は、実定法と欧州人権条約にしたがい、裁判所によってなされることとなりました。非行少年の身柄が置かれる施設についての責任は、この間に国家から地方自治体に移され、後に、現在もそうであるとおり、再び国家へと戻ることになりました。

スウェーデンでは量刑に関する1998年の改正がありました。とりわけ非行少年への科刑の場合に非常に重要なものとして以下の3つの原則があります。1つは、予見性、つまり処遇についての計画のことで、次に、均衡性です。これは、刑罰価値、犯罪の種類、そして少年の前歴を考慮に入れながら、少年への制裁について、裁判所が適正な判断を行うということです。そして平等性、これは司法における公正さということです。また、1999年には、18歳未満の者の拘禁に代わる施設での保

護が導入されました。

少年法体系を説明し分析するときには、1924年の「子どもの権利に関するジュネーブ宣言」、1955年の「被拘禁者処遇裁定基準規則」、1959年の「子どもの権利宣言」、1985年の「少年司法の運営に関する国連最低基準規則(北京ルールズ)」、1988年の「あらゆる形の拘禁・受刑のための収容状態にある人を保護するための諸原則」、1989年の「子どもの権利条約」、1990年の「少年非行の防止に関する国連ガイドライン(リヤド・ガイドライン)」、1990年の「自由を奪われた少年の保護に関する国連規則」、1996年の「子どもの権利行使に関する欧州条約」、そして2009年の「欧州基本権憲章」といった、スウェーデンが従うべき国際的な同意も重要なものです。

解釈論に従えば、非行少年には、21歳以上の者よりも減輕された量刑がなされるべき権利が与えられています。彼らが生物学的に完全な成熟をしていない、言い換えると、彼らの知能が自身の特定の行為がもたらす結果を理解するまでに十分に発達していないからです。彼らには、大人にあるような人生経験ありません。成人が有罪とされた場合と同じ刑罰を科されないのは、これらの理由によるものだと考えられます。また、非行少年に対する刑罰が、彼らにとって有害なものとなり得ることもあります。したがって、同じ情状において成人が科される量刑と比べて、例

## 解釈論

### 刑の減輕

- 15 歳 - 1/5
- 16 歳 - 1/4
- 17 歳 - 1/3
- 18 歳 - 1/2
- 19 歳 - 2/3
- 20 歳 - 3/4



図-1

えば、少年の場合にはその半分の制裁が科されることになるわけです。スウェーデンには拘禁刑と罰金刑がありますが、その量定については、パワーポイント〔図-1〕をご覧になるとおわかりになると思います。

2007年には、非行少年に焦点を当てた刑法の改正がありました。刑罰とは別に、青少年の保護とコミュニティー・サービスが設けられたのです。保護の要件は、非行少年に特別に保護の必要があることです。保護は、若者が望ましくない方向に育つことを防ぐという目的をも有していなければなりませんし、ユース・コントラクトまたは保護計画におけるような、一時的なあるいは強制的な保護と同様の運用でなされなければなりません。均衡性の原則は、刑罰が、犯罪に対して、刑罰価値、犯罪の種類、そして少年の前歴を考慮に入れて十分なものかどうかということであるとされています。このことは、刑法の利益が、社会サービスの利益に勝るということを極めて明確にしています。ここに、不調和なあるいは矛盾する点が具体化されているのです。比較的重大ではない犯罪の場合には、社会サービスは、コンタクト・パーソンを用意することになります。より重大で広範囲な犯罪での保護は、裁判で社会サービスによって提示される計画に従ってなされることになります。このことは、非行少年が別の家や施設で保護される、言い換えれば、強制的な保護におかれることになるということの意味します。また、より若い非行少年のほうが、その保護が強制的であるかないかにかかわらずうまく適合できるということがあります。もちろん、強制的な保護よりも少年が保護に同意したという非強制的な保護の方が好ましいでしょう。次に触れられるべき非行少年への制裁は、社会奉仕です。これは、非行少年が、20時間から150時間の間で、無償労働を行うことに同意したことが要件とされます。社会奉仕についての均衡性の原則は、犯罪についての刑罰価値と少年の前歴を考慮すると、その刑罰が適正であるか否かというように理解されています。制裁の目的が、社会サービス法に従ったサービスよりも重要であるのは明らかであるともいわれています。法は、刑罰と社会サービスの2つのうちどちらを選択するかということを経済所に委ねるものとしています。

スウェーデンにおいては、少年の犯した個々の犯罪ごとに多くの異なった裁判があります。第一に、裁判所で少年の刑事責任が審理され、有罪とされた場合には一時的保護が言い渡されます。第二に、これと似ていますが、青少年保護施設にお

る強制的保護が言い渡される場合もあります。第三には、行政裁判所におけるもので、刑事裁判の前後または刑事裁判を経ずに、施設での青少年保護という強制的保護がされるというものです。最後の選択肢としての第四には、刑事裁判によって拘禁刑が科されます。しかし、18歳未満の非行少年は、成人とは別の施設に入れられることになります。これだけ多くの選択肢があるということは、スウェーデンの法システムには少年に適合する手続が未だにないことを意味しています。それどころか、大人のために設けられた手続をなんとか少年に適用しようと試みて改正を続けて来たあらわれなのだと考えられるのです。

非行少年に関連する法の取扱いには、頂点に刑法が位置し、次に社会サービス法、そして刑事手続法、最後に行政手続法という一定のヒエラルキーがあるということがいえるでしょう〔図-2〕。スウェーデンの少年法体系の説明に次いで、私は2つの問題に答えようと思います。少年法体系の領域内に矛盾あるいは調和を見出すことはできるでしょうか？そして、法は非行少年という事態を防止し、発見し、解決しないという意味では非生産的でしょうか？答えはこうです。非行少年に関する刑法と社会サービス法とにおける理論に類似する点がありますが、しかし、両者のうちどちらを発動させるかのシグナルは不明瞭で、それゆえの緊張とフラストレーションもあります。このことは、非行少年に関する司法の発展の妨げを意味するのです。私はこのように、非行少年を中心として、その周りを両親、親族、そして個人的関係のある周囲の人々が囲むというセラピックな案を提案します〔図-3〕。そ

### ヒエラルキー



図-2

### セラピックな案

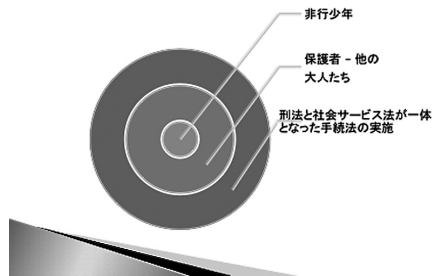


図-3

してこのことは、刑法と社会サービスとが、一本化された手続法として運用されることによって達成されます。これらのケースにおいては、法律用語としての「犯罪」や同様の語のかわりに、例えば、「不正な行為」あるいは「許容できない行為」というような語が使われなければなりません。スウェーデンにある調停は改良策と考えられますし、また、私が述べた少年法体系の領域にある緊張とフラストレーションを解決する1つの方法としても考えることができるでしょう。しかし、このメソッドが成功するためには、多くの面で更なる発展をしなければなりません。

私たちは、非行少年であるかどうかにかかわらず、子どもたちのための取り組みを続けていかなければなりません。彼らは、私たちの過去の行いの産物であり、そして同時に私たちの未来なのですから。

### 〔訳者解説〕

わが国においては、少年法の保護の対象となる非行少年を「犯罪少年」、「触法少年」および「虞犯少年」の3つに分類している。これらは少年法にそれぞれ定められているとおりであり、犯罪少年とは、14歳以上20歳未満の罪を犯した少年（3条1項1号）、触法少年とは、14歳に満たないが刑罰法令に触れる行為をした少年（3条1項2号）、そして虞犯少年とは、虞犯事由と虞犯性を有する者とされている（3条1項3号）。これら非行少年の取扱いを主として定めているのがわが国の少年法であるが、その目的は、「少年の健全な育成を期し、非行のある少年に対して性格の矯正及び環境の調整に関する保護処分を行うとともに、少年の刑事事件について特別の措置を講ずること」（1条）とされ、少年の健全育成に主眼が置かれており、刑事訴訟法にあるような真実の発見や公共の利益といったことは書かれていない。そのため14歳以上で刑事責任を問うことが可能である少年であっても、刑罰よりも保護を優先させるべきであると考えられている。

わが国の少年法（旧少年法）が最初に導入されたのは、1922年のことであり、これによって行政機関である少年審判所の設置がされ、感化院や矯正院収容等の収容的保護以外にも保護観察制度の保護処分が設けられるなどしたが、旧法は刑事処分が優先されるという考えに基づいていた。第二次世界大戦後の1948年には、現行少年法が公布されたが、これは大いにアメリカの制度を参考としたものであった。そのアメリカにおいては、1899年、イリノイ州シカゴに世界初の少年裁判所が設置さ

れ、刑事裁判とは別に少年司法を設けることとされた。

さて、現行少年法が制定されたことによって、少年法適用年齢は、18歳未満としていた旧法より2歳引き上げられて20歳未満とされた。また、特徴的であるのは、審判が行政機関ではなく司法機関によるものとされ、さらに家庭裁判所の手続を刑事裁判手続に優先させたことである。このことによって、原則逆送事件であっても、まずは家庭裁判所に全ての事件が送られることとなっている。これは、刑罰よりも保護を優先させるという考えに基づいたものであり、要保護性の有無が先に判断される必要があるからである。

しかしよく知られるとおり、2000年以降の少年法改正によって、現行少年法は大きく変化をすることとなった。2000年改正では、逆送が可能な少年の年齢は16歳から14歳へと引き下げられ(20条1項)、16歳以上の少年の故意の被害者死亡事件については、逆送が原則となった(20条2項)。さらに、18歳未満の少年に対する無期刑の緩和は裁量的なものとした(51条2項・58条2項)。少年に対する刑事処分にあたっては、少年法の理念に基づいた規定が種々用意されているとはいえ、このような改正は厳罰化であると指摘されているところであったが、さらに改正を経て、2014年改正では、18歳未満の少年に対して無期懲役に代わって言い渡すことのできる有期懲役または禁錮の上限が15年だったものを20年に(51条2項)、不定期刑が5年から10年とされていたところを、10年から15年に引き上げたこと(51条1項)で、さらなる批判が生じた<sup>2</sup>。さらに、2009年から導入された裁判員裁判のもとで、少年事件もこの対象となることとなっている。死刑、無期の懲役・禁錮にあたる罪、または法定合議事件で故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪の事件が裁判員裁判の対象となっており(裁判員法2条)、少年事件が例外とされていないためであるが、批判のあるところである<sup>3</sup>。

一方、スウェーデンにおいては、講演にもあるとおり、犯罪行為をした少年を3種類に分類しているが、家庭裁判所に対応する裁判所はない。わが国における少年の保護処分と類似する部分については、社会サービスがこれを担っているが、その決定は成人と同じ裁判所においてなされることとなっている。両国の制度を比較すると、少年事件を全件まずは家庭裁判所へ送る制度の有無によって、両国の少年事件は全く違う入り口からのスタートとなる。また、特徴的なのは、スウェーデンは、

2 たとえば、山口直也「第4次少年法改正案の検討」立命館法学2012巻5・6合併号871頁。

3 丸山雅夫「少年法の理念と現実」信州大学法学論集16号173頁。



わが国のような「少年法」という法律を持たないことである。これに加え、わが国でいう「虞犯少年」に一致する類型も持たない。すなわち、スウェーデンにおいては、英語での「juvenile delinquency」に完全に一致する語や制度はないため、少年非行ではなく、少年犯罪という語も用いられるという。虞犯という類型を持たないため、「成人が行っても適法だが少年が行えば犯罪を構成する行為は存在しない」<sup>4</sup>。そのため、講演中における「非行少年」という語は、必ずしもわが国におけるそれとは一致しないことに注意しなければならない。また、スウェーデンの刑事制裁において特徴的なものとして、自由刑には拘禁刑のみしかないことと、1931年より日数罰金制度がとられていることがある。死刑は1973年に完全に廃止されている。加えて注目すべきは、拘禁刑が受刑者の社会復帰を妨げる要因となることが意識されてきたこともあり、現在では位置情報確認制度が設けられていることである。

1864年以降、スウェーデンにおける刑事責任年齢は15歳とされており、15歳未満の少年に刑事責任年齢はないとされている（刑法33章1条）。しかし、その罪の重さによっては、犯行時14歳以上であれば処罰を認める規定は1902年まで存在していた（1864年法5章2条）。1938年には、18歳から20歳の者に科される少年拘禁が導入され、以後、少年拘禁のための施設が設立されたことは講演にあったとおりである。1962年に制定された刑法にも、少年拘禁が定められていたが、その1章7条には、「制裁を選択するにあたり、裁判所は、一般の法遵守を維持するために必要な事項に留意しつつ、制裁が判決を受けた犯罪者の社会復帰に役立つものであるよう特に配慮しなければならない」<sup>5</sup>とされており、一般予防だけでなく特別予防も重視されるようになったことが理解できる。この少年拘禁は1980年に廃止されたため、少年であることを考慮した特別な刑事制裁として用意されていたのは、社会サービスへの付託のみであり（31章1条）、拘禁にあたっては少年のための刑事施設で執行がなされることとなっていた。しかし、この廃止が少年の不利益とならないようにとの配慮の結果、18歳以上21歳未満の者に対しての無期刑が廃止されたほか、法定刑以下の言い渡しも可能となり、また、できるかぎり拘禁刑を回避することとなった。拘禁刑の代替は、執行猶予、罰金、保護観察、社会サービスへの付託などとされた。

---

4 澤登俊雄編『世界諸国の少年法制』（成文堂、1994）310-311頁〔前野郁三執筆〕。

5 宮澤浩一訳、スウェーデン刑法典（法務資料406号）（法務大臣官房司法法制調査部、1968）。



その一方で、同年の1980年には、社会サービス法が公布された。これは児童福祉法、禁酒保護法、生活保護法の三法を廃止し統一したものである。これに従って、児童福祉委員会は廃止となり、新たに社会福祉委員会が設けられることにもなった。また、かつて児童福祉法にあった少年福祉学校がいわゆる「12条ホーム」という施設として生まれ変わる事となった。少年福祉学校は国の管理する施設であったが、12条ホームとなってからは各地方の管理する施設とされた。しかし、その後1994年に発足した国営施設庁のもとで、再び国営の施設へと戻されていることは講演中にもあったとおりである。このように施設の管理責任の所在が移転した背景には、社会サービスへの付託の存在があったといわれている。少年が社会サービスへと付託された場合には、社会福祉委員会が少年の保護に関する特別規定(LVU)に従った措置を行っていたが、この法には、少年の健康または成長が、虐待、不当な搾取、養護の欠如、その他の家庭の状況によって危険にさらされていたり(2条)、依存性薬物の乱用、犯罪行為又はその他の社会的に破壊的な行動によって明白な危険にさらされている(3条)場合に施設収容が行われる旨規定されており、本来12条ホームは後者のための施設とされていた。ところが、結局は、このような明確な区別がされずに収容されていることなどの問題が指摘されたことから、管理責任を国に移す事となったという<sup>6</sup>。その後、刑法の改正によって、31章1条の2が新たに追加され、閉鎖的少年保護に対する規定が置かれたことに伴い、閉鎖的少年保護の執行に関する法律が1999年に施行された。かつての少年拘禁が不定期刑であった一方、これは定期刑とされ、その期間は14日以上4年以下とされた(31章1条の2第2項)。

しかし、少年に特別な保護が必要であると認められた場合には、刑罰が科されるのではなく、社会サービスによる取扱いが優先されなければならない。拘禁とは別に、このルートにも強制的な措置が用意されている。原則として、社会サービスは当事者の同意を必要とするとされているが<sup>7</sup>、児童福祉に限っては同意によらずに強制的な措置を行うことが可能とされ、そこでは、施設での保護のみならず、社会と接触させながら少年の改善をはかるという仕組みがさまざま用意されている。

---

6 坂田仁「スウェーデンの『閉鎖的少年保護』」『日本刑事法の理論と展望—佐藤司先生古稀祝賀—(下巻)』(信山社、2002) 511頁、514頁。

7 社会サービス法においては、それまで対象者を受動的地位においていた点を変更している。このことについては、高田清恵「スウェーデン社会サービス法における自己決定権尊重の原則」法政論叢44巻1号105頁に詳しい。

これらの法の存在によって、スウェーデンにおける少年事件については、講演中にもあったようなさまざまなルートが選択されることになるが、多くのルートが用意されていることで、スウェーデンの少年法制は非常に複雑なように見える。すなわち、少年事件を扱う専門の裁判所ではない一般の裁判所が、さまざまな方向性の処分の中から、事案に応じて何が重要であるかを適確に選びとらなければならないことになっている<sup>8</sup>。このような法システムについて、ノルドレフ教授は、少年に対する最も効果的な手続が存在しないことのあらわれであると評価される。ノルドレフ教授は、これらの手続を少年を中心に据えた観点からの統一的な手続とすることを主張される。そのためには大幅な法改正も要すると予測されるが、用いられる用語を改めることも必要とされている。

スウェーデンのような制度を置いていることは、個々のケースを吟味したうえで何が最も当該少年にとって適しているかを考慮する道を用意していると評価できる一方、刑事司法と社会サービスとの交錯により、その判断過程が非常に複雑であることや、ノルドレフ教授の指摘されたように、少年にとって最も良い手続が一体どれであるのかが定まっていないのだという批判も可能であろう。

両国は、家庭裁判所の有無にもあらわれているとおり、そのシステムや歴史的背景も大きく異なるため、一概にどちらが優れているといったような議論は適切ではないと考えられる。しかし、いわゆる福祉国家としてよく知られるスウェーデンにおいては、社会サービスによる処遇が多く用意されており、これが少年の処遇はそのほとんどが社会サービスの事柄であると認識されていることを示しているように見える。わが国においては、昨今の少年による重大な犯罪についての度重なる報道の影響もあってか、厳罰化の議論も多く見られるところであるが、「少年法は少年の性格の矯正および環境調整に必要な処分（刑罰を含め）を用意しており、保護処分が刑罰より軽いか、刑罰の多用が少年犯罪の防止に役立つかの考えは、少年法に対する認識の欠如に基づく」<sup>9</sup>のものであるという視点は忘れてはならない。たしかに2000年以降の改正については、少年に対する刑事事件における科刑の適正化をはかるためのものであると説明される。ほかにも少年事件であることに対する特別な配慮による例外はあるし、刑事裁判において保護処分相当と判断された場合に

8 スウェーデンの量刑については、坂田仁「スウェーデン刑法における制裁の量定」人間科学論究20号49頁を参照のこと。

9 澤登俊雄・比較少年法研究会『少年司法と国際準則—非行と子どもの人権』（三省堂、1991）14頁。

は、再び家庭裁判所に移送されることもあり、逆送となった事件の刑事処分が強制されているわけではない(55条)というのは事実である。そのため、2000年以降の改正を、厳罰化であるとする批判に対しては、一律の厳罰化をしたわけではないという反論がなされる<sup>10</sup>。しかし、言い渡され得る刑事制裁がこれまでよりも長期のものとなる点で、より長く社会から隔離されることともなり、少年法のいう健全育成という目的からは遠ざかっているように思われる<sup>11</sup>。わが国の改正のなかにみられたような刑事司法的側面の強調は慎重になされなければならない。これは、少年法の目的をいかに解釈するかという議論と繋がるものではあるが、ここでは立ち入らない。ただ、制度が全く異なるスウェーデンとわが国ともに、少年にとっての最善な道を模索すべきであるという根本的な考えは共通しているものであり、講演中にもあったとおりそれぞれ問題を抱えてはいるものの、わが国における少年法の今後の発展のためにスウェーデン法は大いに示唆を与えるものと考えられる。

(人文社会系助教)

---

10 川出敏裕「少年法改正のあゆみ」ひろば67巻9号11頁。

11 土本武「刑事司法の中での少年法の理念」法学セミナー714号24頁。